

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅱ）控訴審 大阪高等裁判所の不当判決糾弾！ 闘いの成果を次の闘いへ拡げていこう！！

9月5日、大阪高等裁判所はボーナスカット共同本人訴訟（Ⅱ）控訴審（大阪第二運輸所分会の山口敏明さん、前田稔さん、大阪仕業検査車両所分会の島津力さんの控訴審裁判）に対して「本件控訴を棄却する」という不当判決を下しました。

私たちは、この不当判決を怒りをもって糾弾する。

管理者の作業点検は、本人と管理者の1対1の対応であり、パソコンへの非違行為の入力は管理者一人で行い自由に入力できること、全ての管理者がパソコン入力の基となった手控えについて「パソコンに入力した後、直ぐに自分の判断でシュレッダーをした」と口を揃えた証言をしていることなど、管理者が自由に非違行為をねつ造できる状況にあります。

大阪高等裁判所は、本件メモの基礎となった手控えが証拠として存在せず、本件メモの信用性がないにもかかわらず、「本件メモを作成した管理者らは、控訴人らに対し注意指導を行った際、その内容について記憶の鮮明なうちに手控えを作成し、その後、当該勤務日ないしこれに近接した時点で手控えに基づいてフォーマットに入力して本件メモを作成し、本件メモ作成後に手控えを破棄した」という管理者の証言だけを一方的に採用し「本件メモの基礎となった手控えが破棄され、証拠として提出されていないからといって、本件メモの信用性が否定されるものではない。」との判断を下している。まさに不当判決である。

私たちは、この間のボーナスカット攻撃に対して裁判闘争と職場闘争を結合して闘い不当なボーナスカットゼロを実現させてきた。そして、法廷闘争と職場闘争を結合させて組織の強化を勝ち取ってきた。

組合員のみなさん！ その成果を拡げながら職場の強権的な労務管理を粉砕していきましょう！

「年休裁判」「欠勤損賠本人訴訟」へと拡げていこう！